

# つちはし事務所通信

1

January

2012



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2012年1月1日

## トピックス 平成24年度の労災保険率、35業種で引き下げへ

労災保険料を算出するための労災保険率が現行より平均で1,000分の0.6引き下げられそうです。

労災保険料率は、厚生労働大臣が55の業種ごとに定め、過去3年間の災害発生率などに基づき原則3年ごとに改定しています。平成23年12月5日、厚生労働大臣は、労働政策審議会に対し、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

今回改正案が通ると、新しい保険料率は平成24年4月1日から適用されます。



### 徴収法施行規則の一部を改正する省令案要綱の主要ポイント

#### 1 労災保険率を平均で1,000分の0.6引下げ

平成24年4月1日から、労災保険率を、

平均で1,000分の5.4から1,000分の4.8へ、1,000分の0.6引下げ。

〔引下げ35業種 / 据置き12業種 / 引上げ8業種〕

<平成元年度以降 平均の労災保険率(単位: 1/1,000)>

元年度	4年度	7年度	10年度	13年度	15年度	18年度	21年度	改正案
10.8	11.2	9.9	9.4	8.5	7.4	7.0	5.4	4.8

改正後は、最低は1,000分の2.5(金融業・保険業など)、最高は1,000分の89(トンネル新設事業など)となる。

#### 2 メリット制の適用対象を拡大

労災保険には、個々の事業場の災害発生率に応じて労災保険料を

-40%~+40%の幅で増減する「メリット制」という制度があります。

これは、同一の業種でも事業主の災害防止努力などによって災害発生率に差があるため、保険料負担の公平性の確保や事業主による災害防止努力を一層促進する観点から設けられている制度です。

今回の改正には、この「メリット制」適用対象の拡大等が盛り込まれています。

○ 建設業と林業で、メリット制の適用要件である確定保険料の額を、現行の「100万円以上」から「40万円以上」に緩和し、適用対象を拡大。



メリット制は少し難しい制度ですので、ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。業種ごとの詳しい保険料率につきましては、改定が決定しましたら、詳しくお伝えする予定です。

平成 23 年 11 月 30 日に、厚生労働省から、平成 23 年「賃金引上げ等の実態に関する調査」の結果の概要が公表されました。

### 1 賃金の改定

平成 23 年中に 1 人平均賃金を引き上げた、又は引き上げる予定の企業は 73.8% (前年 74.1%) で、前年を下回る。

平成 23 年の 1 人平均賃金の改定額は 3,513 円 (前年 3,672 円) 改定率は 1.2% (同 1.3%) で、いずれも前年を下回る。

平成 23 年中に賃金カット (賃金表等を変えずに一定期間賃金を減額すること) を実施、又は予定している企業は 15.2% (前年 23.0%) で、昨年に比べ 7.8 ポイント低下。



### 2 定期昇給等の実施

定期昇給制度がある企業のうち、平成 23 年中に定期昇給を行った、又は行う予定の企業は、管理職 52.4% (前年 51.6%) 一般職 62.9% (同 63.1%) で、管理職では前年を上回り、一般職では前年を下回る。

この調査結果は、調査対象 (製造業及び卸売業、小売業については常用労働者 30 人以上、その他の産業については常用労働者 100 人以上の企業) のうち、回答のあった 1,885 企業について集計されたものです。

平成 23 年 11 月 15 日に、厚生労働省から、平成 22 年「賃金構造基本統計調査結果 (初任給)」の概要が公表されました。

### 1 学歴別に見た初任給

平成 23 年の初任給を大学卒と高校卒別にみると以下のとおり、大学卒の初任給は男女とも前年から増加に転じ、高校卒の初任給は男女とも前年を下回る。

	男女計	男性	女性
大学卒	202,000 円 (+ 2.3%)	205,000 円 (+ 2.3%)	197,900 円 (+ 2.3%)
高校卒	156,500 円 (- 0.8%)	159,400 円 (- 0.8%)	151,800 円 (- 0.9%)

### 2 企業規模別に見た初任給

大企業 (常用労働者 1,000 人以上) 及び中企業 (同 100 ~ 999 人) では、大学卒の男女で前年を上回った。一方、小企業 (同 10 ~ 99 人) では、大学卒、高校卒の男女で前年を下回った。

### 3 初任給の分布

大学卒の初任給は、男女とも 20 万円台が最も多く (男性 32.6% / 女性 23.9%)、高校卒の場合は、男性では 16 万円台 (34.2%)、女性では 15 万円台 (23.8%) が最も多い。

この調査結果は、10 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用した事業所 (13,534 事業所) について集計されたものです。

### あとがき つちはし事務所より

あけましておめでとうございます。昨年は震災で大変な年となりました。今年は出来れば平穏な年となりますように。ですが、黒船が来て明治維新が起り、敗戦を経て民主国家となったように、大震災を契機に再び時代が大きく転換するのではないかと、そんな予感もする年明けです。とすれば、龍馬に負けず、激動を乗り越えてより良い時代を作るのは、今の時代に生まれた私たちの責任かもしれません。年金、医療制度、赤字国債、変革すべき問題は山積みです。

4 月からの労災保険料率が下がる予定です。また雇用保険料率も下がる方向で審議が進んでいます。医療や年金の社会保険料が毎年ガンガン上がって行く中で、チョッピリ嬉しい改正案となりそうです。

平成 23 年、定期昇給があった企業は 62.9% で全体の約 3 分の 2。逆に言えば、3 人に 1 人は定期昇給無し、そのうち 2 人に 1 人が賃金カットというのが今の時代です。ちなみに平成 9 年には 93.2% の会社に定期昇給がありました。定期昇給が常識だった時代と、賃金カットもありの時代では、職場のルールも変えなければいけないのは当然ですね。